

(案)



岡 賃 審 第 号
令 和 2 年 8 月 5 日

岡 山 労 働 局 長
内 田 敏 之 殿

岡山地方最低賃金審議会

会 長 西 田 和 弘

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記7業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記7業種に係る特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 岡山県耐火物製造業最低賃金
- 2 岡山県鉄鋼業最低賃金
- 3 岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金
- 4 岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金
- 6 岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 7 岡山県各種商品小売業最低賃金